

平成 15 年度の停係泊許可の書類等をお送りします。



(利用料のお支払いについて)

- ① 利用料は、同封の納入通知書により、納入期限までに横浜銀行又は駿河銀行へ納入して下さるようお願いします。

なお、横浜銀行又は駿河銀行への納入が困難な場合は、神奈川県東部漁港事務所漁港課へ、納入通知書同封のうえ、現金書留でお送り下さい。当方で横浜銀行又は駿河銀行へ納入し、領収書を返送いたします。

(艇の修理等について)

- ② 施設の管理上、艇の修理等を業者に依頼する場合は、次のことを徹底するようお願いします。

- ・ 修理等は、管理棟の営業日の利用時間内に行ってください。

- ・ 修理等に際しては、業者に同伴してください。

都合で業者に同伴することができない場合は、艇の所有者から修理等の日時、業者名と氏名を事前に管理棟に連絡してください。

- ・ 修理等業者には「必ず管理棟に立ち寄り、『立入り業者受付簿』に必要事項を記入するとともに、管理棟職員の了解を得てから機庫内に入り、修理等終了後も必ず管理棟に立ち寄って終了時刻を記入し、終了を伝えてから退出する」ことをご連絡くださるようお願いします。

艇の修理業者が、受付手続きをしないで機庫内に入ることがないように、ご協力をお願いします。

(管理棟の利用について)

- ③ 管理棟を利用する場合は、宮川を訪れる一般の方と区別しやすいよう、入館証を提示するようにしてください。

共同所有の場合は、共有者の方それぞれに、上記②、③をお伝えくださるようお願いします。

コラム「宮川地区も含め、三浦の磯では、3月中旬からヒジキが解禁となり、漁家の家族が近くの磯でヒジキを採取したり、漁業者が小型漁船で磯から離れた磯に繁茂しているヒジキを採取したりしています。

これから暖かくなり、漁船の操業も少しずつ増えることになります。ご留意願います。